

給実甲第1294号

令和3年12月24日

人事院事務総長

給実甲第220号の一部改正について（通知）

給実甲第220号（期末手当及び勤勉手当の支給について）の一部を下記のとおり改正したので、令和4年10月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
35 規則第13条第1項第1号ニ及び第3号ハ並びに <u>第13条の2第1項第1号ハ及び第3号ハ</u> の「人事院の定める職員」は、基準日以前6箇月以内の期間において次に掲げる場合に該当する職員とする。ただし、第1号に掲げる場合に該当する職員で、同号に該当することとなった懲戒処分を受けた日の	35 規則第13条第1項第1号ニ及び第3号ハ並びに <u>第13条の2第1項第1号ハ</u> の「人事院の定める職員」は、基準日以前6箇月以内の期間において次に掲げる場合に該当する職員とする。ただし、第1号に掲げる場合に該当する職員で、同号に該当することとなった懲戒処分を受けた日の直前の基準

直前の基準日以前において当該懲戒処分の対象となった事実に基づき規則第13条第1項第1号ニ、第2号ニ若しくは第3号ハ又は第13条の2第1項第1号ハ、第2号ハ若しくは第3号ハに掲げる職員の区分に該当したもの（当該事実以外の事実に基づき基準日以前6箇月以内の期間において次に掲げる場合に該当したことがない職員に限る。）については、当該職員の区分に該当したことに応じて当該職員に支給した勤勉手当の額を考慮して、相当と認めるときは、当該職員の区分に該当しないものとして取り扱うことができる。

一～三 （略）

38 規則第13条第3項（規則第13条の2第3項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の「人事院の定める者」は、次に掲げる職員であって、規則第13条第3項に規定する成績率を定めようとするもののうち、人事評価の人事評価政令第7条第

日以前において当該懲戒処分の直接の対象となった事実に基づき規則第13条第1項第1号ニ、第2号ニ若しくは第3号ハ又は第13条の2第1項第1号ハ、第2号ハ若しくは第3号ハに掲げる職員の区分に該当したもの（当該事実以外の事実に基づき基準日以前6箇月以内の期間において次に掲げる場合に該当したことがない職員に限る。）については、当該職員の区分に該当したことに応じて当該職員に支給した勤勉手当の額を考慮して、相当と認めるときは、当該職員の区分に該当しないものとして取り扱うことができる。

一～三 （略）

38 規則第13条第2項（規則第13条の2第2項において準用する場合を含む。）の「人事院の定める者」は、次に掲げる職員であって、同項に規定する成績率を定めようとするもののうち、人事評価の人事評価政令第7条第2項に規定する調整者（同項ただし書の規

2項に規定する調整者（同項ただし書の規定により調整者を指定しない場合にあつては、同条第1項に規定する評価者）が成績率を定めようとする職員と同一である職員（第35項ただし書の規定の適用を受けない同項に規定する職員を除く。）とする。

一～五 （略）

39 規則第13条第5項の人事院が定める割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。ただし、これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、各庁の長は、あらかじめ事務総長と協議して、別段の取扱いをすることができる。

一～三 （略）

43 外務公務員法（昭和27年法律第41号）第2条第5項に規定する外務職員として人事評価が実施された職員に対する規則第13条第1項から第4項まで及び第13条の2並びに第38項の規定の適用については、外務職員の人事評

定により調整者を指定しない場合にあつては、同条第1項に規定する評価者）が成績率を定めようとする職員と同一である職員（第35項ただし書の規定の適用を受けない同項に規定する職員を除く。）とする。

一～五 （略）

39 規則第13条第4項の人事院が定める割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。ただし、これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、各庁の長は、あらかじめ事務総長と協議して、別段の取扱いをすることができる。

一～三 （略）

43 外務公務員法（昭和27年法律第41号）第2条第5項に規定する外務職員として人事評価が実施された職員に対する規則第13条第1項から第3項まで及び第13条の2並びに第38項の規定の適用については、外務職員の人事評

価の基準、方法等に関する省令（平成21年外務省令第6号）第6条第1項に規定する全体評語を規則第13条第1項から第4項まで並びに第13条の2第1項及び第2項に規定する全体評語と、同令第7条第2項に規定する調整者を規則第13条第3項及び第38項に規定する調整者と、同令第6条第1項に規定する個別評語を規則第13条第4項に規定する個別評語と、同令第7条第1項に規定する評価者を第38項に規定する評価者とみなす。

価の基準、方法等に関する省令（平成21年外務省令第6号）第6条第1項に規定する全体評語を規則第13条第1項から第3項まで及び第13条の2第1項に規定する全体評語と、同令第7条第2項に規定する調整者を規則第13条第2項及び第38項に規定する調整者と、同令第6条第1項に規定する個別評語を規則第13条第3項に規定する個別評語と、同令第7条第1項に規定する評価者を第38項に規定する評価者とみなす。

以 上